

栃木県労働基準協会連合会

平成29年9月1日

第32号

発行 (一社)栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市梁瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp
発行人 藤田大二 印刷 鈴木印刷株式会社

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 — 監督を実施した事業場の 53.5%が法令に違反 —

栃木労働局(局長 白兼俊貴)では、平成28年4月から平成29年3月までに、長時間労働が疑われる383事業場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめました。概要は以下のとおりです。

【監督指導実施結果のポイント】

- (1) 重点監督の実施事業場： **383 事業場**
このうち、205 事業場 (53.5% (全国 66.0%)) に労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容 [(1) のうち、法違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働： **138 事業場 (36.0% (全国 43.0%))**
うち、時間外・休日労働^{*1}の実績が最も長い労働者の時間数が
月 80 時間を超えるもの： **115 事業場 (83.3% (全国 76.8%))**
うち、月100 時間を超えるもの： **89 事業場 (64.5% (全国 54.1%))**
うち、月150 時間を超えるもの： **16 事業場 (11.6% (全国 11.4%))**
うち、月200 時間を超えるもの： **3 事業場 (2.2% (全国 2.3%))**
- ② 賃金不払残業があったもの： **18 事業場 (4.7% (全国 6.2%))**
うち、時間外・休日労働^{*1}の実績が最も長い労働者の時間数が
月 80 時間を超えるもの： **8 事業場 (44.4% (全国 61.5%))**
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **21 事業場 (5.5% (全国 9.8%))**
- (3) 主な健康障害防止に係る指導状況 [(1) のうち、健康障害防止のための指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： **321 事業場 (83.8% (全国 85.8%))**
うち、時間外労働・休日労働を
月 80 時間^{*2}以内に削減するよう指導したもの： **230 事業場 (71.7% (全国 68.3%))**
- ② 労働時間の把握方法が不適正のため指導したもの： **29 事業場 (7.6% (全国 12.4%))**
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月 80 時間を超えるもの： **10 事業場 (34.5% (全国 44.3%))**

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働を含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

監督指導事例（全国・一般飲食店）

- 1 長時間労働を原因とする脳・心臓疾患の労災請求があった会社に対し、立入調査を実施した。
- 2 脳・心臓疾患を発症した労働者について、36協定を締結・届出することなく、発症前の直近1か月で月149時間の違法な時間外・休日労働を行わせ、それ以外の労働者5名についても、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月145時間）を行わせていたことから、指導を実施した。
- 3 また、同会社では、衛生推進者を選任していなかったことから、上記2と併せて指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労基署の指導

- 1 脳・心臓疾患を発症した労働者について、36協定を締結・届出することなく、発症前の直近1か月で月149時間の違法な時間外・休日労働を行わせるとともに、1か月以上の間1日も休日を与えることなく労働させていたことが判明した。
- 2 また、この労働者以外の労働者についても調査したところ、5名の労働者に対し、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月145時間）を行わせていたことが判明した。



労働基準監督署の対応

- ① 労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
 - ② 労働基準法第35条（休日労働）違反を是正勧告
 - ③ 月80時間以内への削減について専用指導文書により指導
 - ④ 過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- 3 さらに、同会社では常時10名以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労働者の健康障害を防止するための措置等を推進する衛生推進者を選任していなかった。



労働基準監督署の対応

労働安全衛生法第12条の2（衛生推進者）違反を是正勧告

※過重労働による健康障害防止のため、長時間労働を行う労働者については、下記のとおり面接指導等を実施することとされています。

次の要件に該当する労働者

- ① 時間外・休日労働時間が月100時間を超えていること
- ② 疲労の蓄積が認められること
- ③ 本人が申し出ていること



面接指導の
実施義務

次のいずれかに該当する労働者

- ① 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えており、疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を感じている者（本人からの申出が前提）
- ② 事業場で定めた基準に該当する者

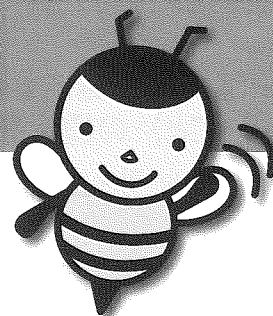


面接指導その他
これに準ずる措
置を実施する努
力義務

- ① 時間外・休日労働時間が月100時間超及び2～6か月平均で月80時間超のすべての労働者に面接指導を実施するように基準の策定に努める。
- ② 時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるよう基準の策定に努める。

最低賃金引上げ支援 **業務改善助成金**
 中小企業向け

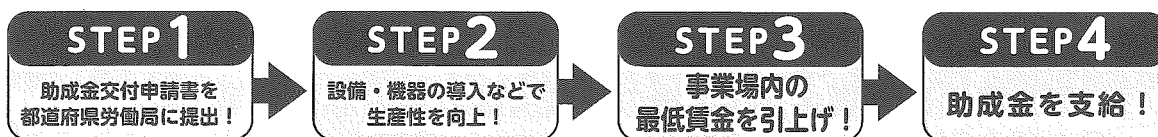
設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。



助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！
 ※過去に業務改善助成金を受給したことがある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ



5つのコースから選べます！

事業場内 最低賃金の引上げ額	助 成 率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は 3/4 ^(※)) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800円以上 1000円未満の 事業場
120円以上		200万円	

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POS レジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／
 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／
 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる
 問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引き上げを行うこと。

※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。

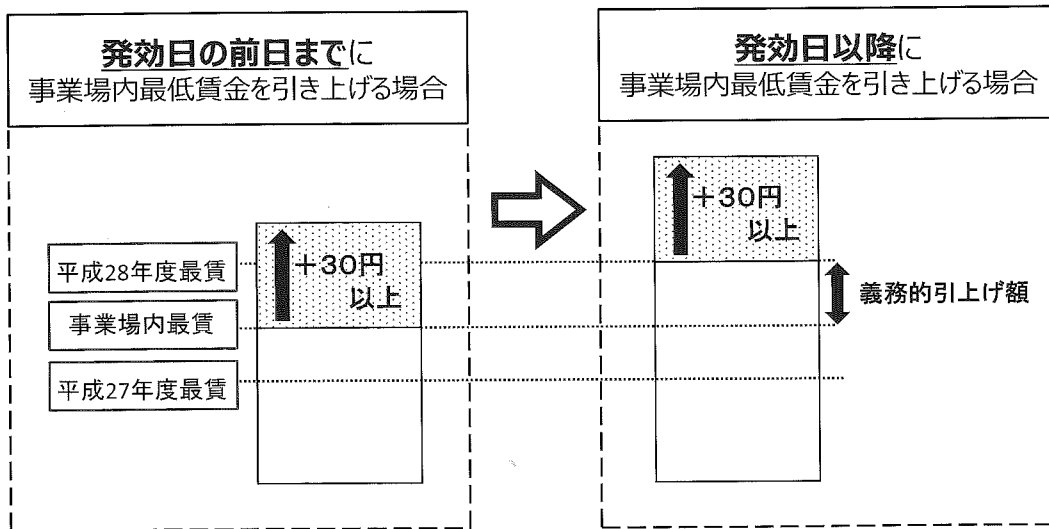
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、通常の事業活動に伴う経費は対象外となります。

- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引き上げは、その発効日の前日までにすること。

賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引き上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。

毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です

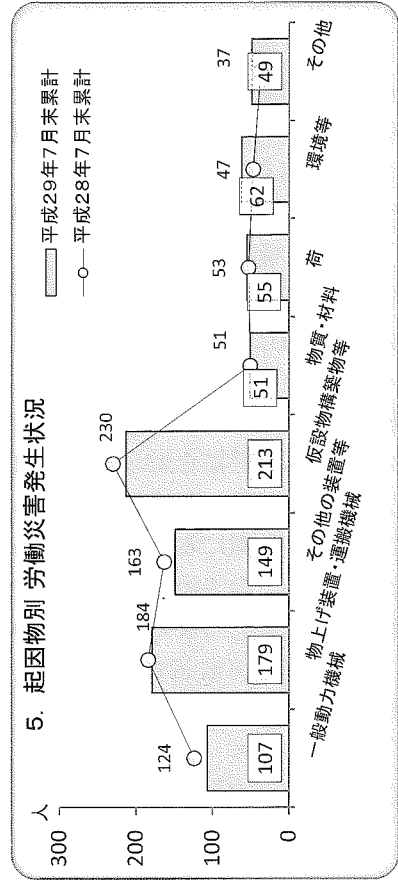
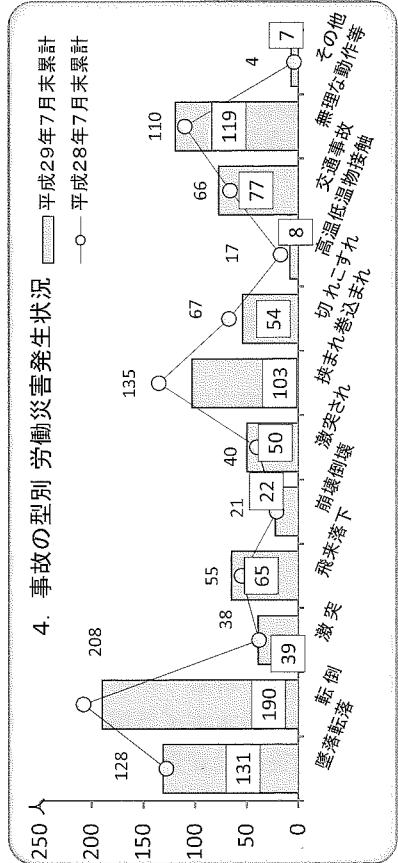
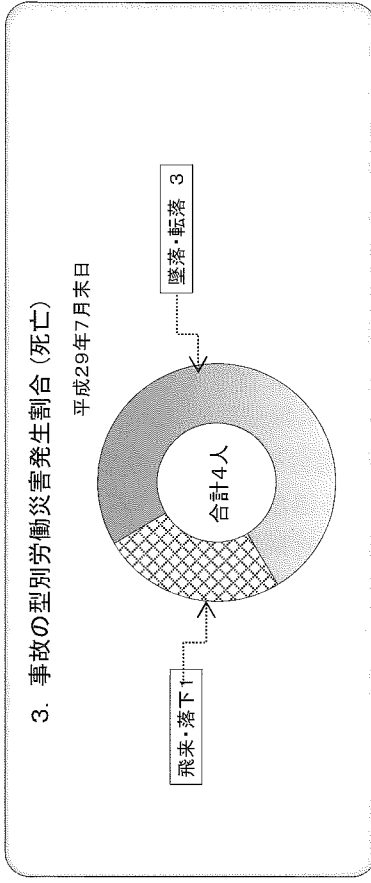
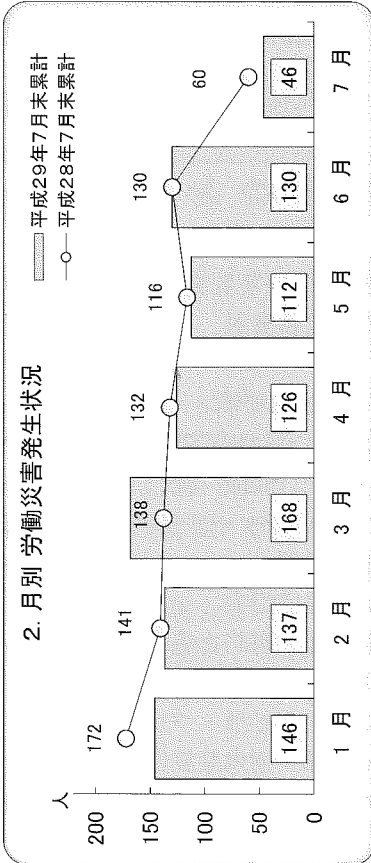
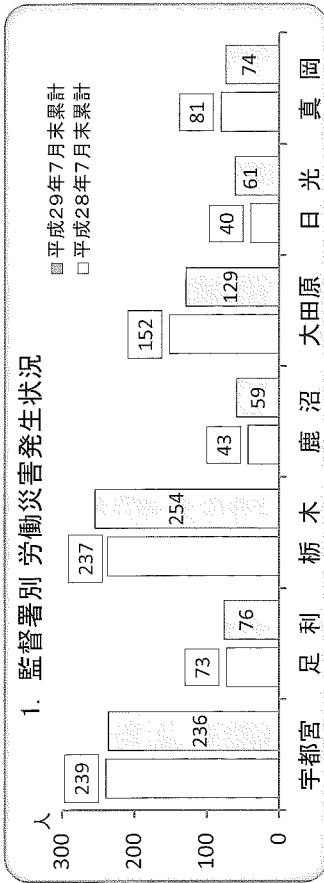
中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業を対象にして、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度です。

問い合わせ先：中小企業退職金共済事業本部 TEL：03-6907-1234

栃木労働局からのお知らせ② (健康安全課)
労働災害発生状況 (平成29年8月末現在)

主要業種別労働災害発生状況 (休業4日以上の死傷報告書による統計で、死亡者数は内数である。)

区分	平成28年		平成29年		増減数	増減率 (%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	889	12	865	4	-24	-2.7
製造業	267		222		-45	-16.9
建設業	126	3	109	3	-17	-13.5
道路貨物運送業	94	1	114	1	+20	+21.3
陸上貨物取扱業	12		10		-2	-16.7
林業	358	5	372		+14	+3.9



栃木労働局からのお知らせ③（健康安全課）

平成29年度全国労働衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、今年で第68回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

栃木県内への労働者の健康を巡る問題を見ると、業務上疾病の被災者は長期的には減少しており、平成28年においては84件と、前年より18%減少していますが、内訳では腰痛災害が80%を占めています。

また、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成28年は56.14%と前年より0.75ポイント増加しています。

平成25年度からスタートした第12次労働災害防止計画は平成29年度が最終年度であり、重点とする健康確保・職業性疾病対策を推進しています。また、最近改正された労働安全衛生法に関する事項として、ストレスチェック制度の確実な実施、化学物質に関するリスクアセスメントの着実な実施、職場における受動喫煙防止対策を推進しています。

さらに、過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止のための対策に取り組むこととしているほか、平成28年12月に決定された「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づき、企業におけるメンタルヘルス対策の取組、「働き方改革実行計画」に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしています。

このような背景を踏まえ、平成29年度の労働衛生週間は、

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

をスローガンとして実施されます。

平成29年度全国労働衛生週間

準備期間9月1日～9月30日、本週間10月1日～10月7日

とちぎ労基連トピックス①

平成29年度栃木地方産業安全衛生大会のご案内

今年も、産業安全衛生の取組みの一層の強化に向け、参加者全員で誓いを新たにしたいと思います。数多くの方々の参加をお待ちしております。

開催のお知らせ

- 日時 平成29年10月3日（火）午後1時開会
- 会場 宇都宮市文化会館 小ホール（宇都宮市明保野町7-66）
- 内容 第一部 表彰式 栃木労働局長表彰、各労働災害防止団体長表彰
大会宣言
第二部 特別講演「パワーハラスメント最新事情」
～なぜ起きる、どう対処する～
講師 金子 雅臣 氏
(労働ジャーナリスト・職場のハラスメント研究所長)
- 主唱者 栃木労働局・各労働基準監督署
- 主催者 栃木県労働災害防止団体連絡協議会
(栃木県労働基準協会連合会・建設業労働災害防止協会栃木県支部・陸上貨物運送事業労災防止協会
栃木県支部・林業・木材製造業労災防止協会栃木県支部)
- 協賛 日本ボイラ協会栃木県支部・ボイラ・クレーン安全協会栃木事務所
建設荷役車両安全技術協会栃木県支部・栃木産業保健総合支援センター
栃木県THP推進協議会・日本労働安全衛生コンサルタント会栃木支部
あんしん財団栃木支局

中災防からのお知らせ①

全国産業安全衛生大会

大会テーマ **安全・健康の未来を拓こう 神戸から**

第76回

全国産業安全衛生大会



開催期間 平成29年 **11月8日(水) → 11月10日(金)**

会場 **総合集会 11月8日** 分科会 **11月9日、10日**
ワールド記念ホール(兵庫県神戸市) 神戸国際展示場、神戸国際会議場ほか

参加費 **12,900円(税込)** 労働安全衛生にかかる功績者への表彰、最新の安全衛生の課題に対応した講演、事例・研究発表等約**250超**のプログラムを予定

特別講演

総合集会 **11月8日**

(ワールド記念ホール)

“網膜再生医療の開発”

～研究開発におけるリーダーシップ～

理化学研究所 多細胞システム形成研究センター

網膜再生医療研究開発プロジェクト

プロジェクトリーダー **高橋政代氏**



講演

ゼロ災運動分科会 **11月9日**

(神戸国際会議場メインホール)

“目標達成のための

セルフマネジメント”

北京五輪メダリスト

水原真由樹

近畿経団連 マネジャー **朝原宣治氏**



講演

化学物質管理分科会 **11月10日**

(神戸国際会議場メインホール)

“知ること”

～セレンディビティーと待ち構えた知性～

筑波大学名誉教授

ノーベル化学賞受賞(2009年) **白川英樹氏**



新設

特別プログラム **11月9日** (ポートピアホール)

製造業安全対策官民協議会 特別セッション

官民連携のもと、業種の垣根を越えた安全対策の検討

や普及活動を行う協議会の特別セッション

有識者による基調講演、企業による安全活動好事例の紹介、

企業の経営層・有識者・行政担当者を迎えたパネルディスカッション。

緑十字展2017

開催日 **11月8日** → **10日**

働く人の安心づくりフェア in 神戸

会場 **神戸国際展示場 1号館・3号館**

お問い合わせ先 中央労働災害防止協会 教育推進部 イベント事業課

TEL:03-3452-6402(直通) FAX:03-5443-1019

大会HP <http://www.jisha.or.jp/taikai/index.html>

主催：中央労働災害防止協会 協力：一般社団法人兵庫労働基準連合会 後援：厚生労働省、国土交通省、環境省、警察庁、兵庫県、神戸市ほか

中災防 全国大会

検索

中災防からのお知らせ②

腰痛予防対策研修会の開催について

平成29年度

厚生労働省委託事業

無料

保健衛生業向け腰痛予防対策講習会

講義

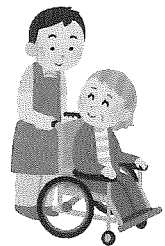
- ① 腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- ② 労働災害発生メカニズムと災害防止の取組み
- ③ 作業空間、床面等の作業環境の改善
- ④ 腰痛予防対策チェックリスト、リスクアセスメントの活用

実技1

- ① 介護用福祉機器を用いて腰部の負担を軽くする作業ポイントの解説
- ② 介護・看護作業の場面を想定した介護用福祉機器の使い方の体験

実技2

- ① 作業姿勢
- ② 腰痛予防体操



【日時】平成29年10月2日(月)

1 「医療保健業看護従事者向け」 対象者：病院・診療所の看護従事者、 施設長、管理者等	9:15 ~ 受付開始	2 「社会福祉・介護事業の介護従事者向け」 対象者：社会福祉施設の介護従事者、 施設長、管理者等	13:15 ~ 受付開始
	9:45 開 講		13:45 開 講
	12:15 終 了		16:15 終 了

【会場】栃木県労働基準協会連合会(宇都宮市)

Webからお申込みいただきます。【受付中です】

「中災防(ちゅうさいぼう)+腰痛予防対策講習会」で検索

(http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)

中央労働災害防止協会(中災防)健康快適推進部 企画管理課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL:03-3452-2517 FAX:03-3453-0730

栃木労働局からのお知らせ④（雇用環境・均等室）

事業主セミナーのご案内

経営者が知っておきたい 企業に求められる「働き方改革」

日 時：平成 29 年 10 月 19 日（木）13:30～16:30

場 所：宇都宮市文化会館 第一会議室

内 容：第一部 「具体的な内容と求められる対応」～助成金を活用した効果的な対応策～

第二部 「同一労働同一賃金とは」～法改正とガイドライン案 整備すべきもの～

主 催：宇都宮商工会議所・栃木県社会保険労務士会（栃木県最低賃金総合相談支援センター、栃木県非正規雇用労働者待遇改善支援センター）・宇都宮地区雇用協会

※問い合わせ先：栃木県社会保険労務士会（028-647-2028）

栃木労働局からのお知らせ⑤（健康安全課）

がん等の病気の治療と仕事の両立を支援します 「栃木県地域両立支援推進チーム」第1回会議を開催

近年、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率が増加傾向にあり、平成28年は56.14%と、疾病のリスクを抱える労働者が増加しています。

一方で、診断技術や治療方法の進歩により、疾病を抱えていても離職や休職をせずに治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まってきています。

しかしながら、疾病を抱える方の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができなかつたり、疾病に対する自分自身の不十分な理解や職場の理解・支援体制不足により、治療と仕事の両立が困難になったり、離職を余儀なくされたりする事例がみられます。また、多くの企業が疾病を抱えた従業員の対応に苦慮しているという現状もあります。

今後、労働力の高齢化が見込まれる中で、事業場で疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、栃木県の持続的な発展を支えるためにも治療と仕事の両立支援の重要性が高くなっています。

そのため、栃木労働局は、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、県内における関係者のネットワークを構築し、治療と仕事の両立支援の取組の連携・推進を図ることを目的として、新たに「**栃木県地域両立支援推進チーム**」（以下「**推進チーム**」）を設け、推進チームのメンバーを中心に、県一丸となって、治療と仕事の両立支援に取り組んでいくこととし、平成29年7月24日に、推進チームの**第1回会議**を開催いたしました。

推進チームのメンバー

栃木県経営者協会	日本労働組合総連合会栃木県連合会
栃木県医師会	栃木県保健福祉部健康増進課
栃木県産業労働観光部労働政策課	栃木県立がんセンター
恩賜財団済生会支部栃木県済生会宇都宮病院	日本赤十字社那須赤十字病院
自治医科大学附属病院	労働者健康安全機構栃木産業保健総合支援センター
栃木県社会保険労務士会	日本産業カウンセラー協会北関東支部栃木県事務所
国際医療福祉大学	ハローワーク宇都宮

事務局：栃木労働局労働基準部健康安全課

栃木労働局からのお知らせ⑤（雇用環境・均等室）

**～平成30年4月まであとわずか！ はじまります、「無期転換ルール」～
平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。**

【無期転換ルールとは？】

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。

【対象となる労働者は？】

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

【企業の皆さまへ】

無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

〈栃木労働局雇用環境・均等室 028-633-2795〉

とちぎ労基連トピックス②

**「5年以内に起業した・分社した、異業種へ進出した、初めて人を雇った」
事業主の皆さんを応援しています。**

～事業を始めて5年以内の事業場の労働条件整備を専門家が無料でお手伝いします。～
—厚生労働省委託事業 新規起業事業場就業環境整備事業のご案内—

1. 個別に訪問しての支援

社会保険労務士等の専門家が皆さんの事業場へ直接訪問し、業態等にふさわしい就業環境を整えるために必要な情報を提供するとともに、次のようなご相談にも応じ、具体的な対策の助言もします。

- ①労働時間の管理 ②変形労働時間制や裁量労働制の導入 ③休日・休暇の設定、年次有給休暇の付与
- ④安全衛生管理体制の整備 ⑤免許、資格の必要な業務の確認 ⑥機械設備の安全性や届出
- ⑦労災保険・雇用保険の手続き ⑧就業規則の作成・届出など

2. セミナーを開いての支援

新規起業等の事業場が含まれる事業者団体等を対象にセミナーを開くなどにより、労働条件整備のお手伝いをいたします。

※無料です 厚生労働省からの委託事業ですので、費用は一切かかりません。

※申込方法 申込書を下記申込先からお取り寄せするかダウンロードして必要事項を記入し、
下記申込先までファックスまたは郵送でお申し込みください。

※申込書のダウンロード先HP 「全基連 新規起業」で検索

※申込先 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会栃木県支部
(一般社団法人栃木県労働基準協会連合会)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

電話 028-678-2771 FAX 028-678-2775

個別労働紛争解決研修・基礎研修（東京会場）のご案内

解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、雇止めなどの労使間でのトラブル（個別労働紛争）が多発しています。この研修は「基本的な法知識」と「問題解決能力」を修得していただき、紛争を予防するだけでなく、発生した紛争に適切に対処し、早期に解決できる人材を養成することを目的としています。是非ともご参加ください。

○会場、日程

仙台 9/7(木)～ 9(土) 「仙都会館」 東京③ 10/18(水)～20日(金) 「主婦会館プラザエフ」
 東京④ 11/30(木)～12/2(土) 「機械振興会館」 (8月以前の日程と関西・九州分は省略)

○定員：80名（さいたま・仙台会場は40名）

○受講料 27,000円（税込）

○講義内容

①労働法

身近な個別労働紛争事例や判例を多く取り入れた講義を通して紛争解決ルールとなる労働法の基本知識を修得します（講師は著名な労働法学者が担当します）。

②事例的研修

個別労働紛争解決システムについて理解した上で、具体的な事例を活用して、どのように紛争を解決していくか検討します（講師は労働事件に関する実務経験豊富な弁護士が担当します）。

カリキュラム

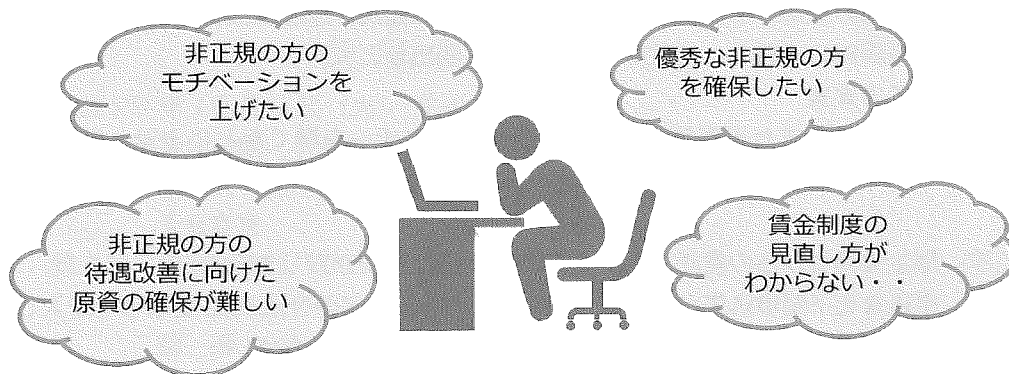
	1	2	3	4	5
	9:30~11:00	11:15~12:45	13:30~15:00	15:15~16:45	17:00~18:30
第1日	●受付 13:00~13:20 ●オリエンテーション 13:20~13:30		労働法① 労働契約の基礎	労働法② 労働契約の開始と展開	労働法③ 労働契約の終了
第2日	事例的研修① 事例研究	事例的研修② 事例研究	労働法④ 賃金・労働時間	労働法⑤ 雇用均等・非典型雇用	労働法⑥ 集团的労使関係と法
第3日	事例的研修③ 事例研究	事例的研修④ 事例研究			

※ 12月まで全国で順次開催します。他会場の情報等は、ホームページ(<http://www.zenkiren.com>)をご覧ください。

(公社)全国労働基準関係団体連合会(全基連) 研修事業本部
 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2 立花書房ビル3階
 TEL: 03-3518-9103 FAX: 03-3518-9104

栃木労働局からお知らせ⑥（雇用環境・均等室）

非正規雇用労働者待遇改善支援センター



そんなお悩みをお持ちの事業主のみなさま

非正規雇用労働者待遇改善支援センター

にご相談ください（相談・専門家派遣無料）

〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46

TEL: 028-648-1700

メールアドレス: hs-koyou@tochigi-sr.jp

本事業に関するお問い合わせ先

栃木労働局雇用環境・均等室 TEL: 028-633-2795

栃木労働局からの要請・依頼の概要

前回の会報の発行以降に下記の周知依頼・要請等をうけました。
(番号は29年度通し番号)

- ⑦ 29年6月5日付け 栃木労働局長
(趣旨) 健康に関する情報を取り扱うにあたっての留意事項について周知協力依頼
- ⑧ 29年6月7日付け 栃木労働局長
(趣旨) 平成28年の熱中症の発生状況について周知依頼
- ⑨ 29年6月13日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨) 建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について周知協力依頼
- ⑩ 29年6月15日付け 栃木労働局長
(趣旨) 「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」の周知広報依頼
- ⑪ 29年6月19日付け 栃木労働局長
(趣旨) 「働き方改革」及びその一環としての「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」に関する周知啓発協力要請
- ⑫ 29年6月20日付け 栃木労働局長
(趣旨) 夏季における年次有給休暇の取得促進について周知広報依頼
- ⑬ 29年6月30日付け 栃木労働局長
(趣旨) 最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等のための支援事業等の周知依頼
- ⑭ 29年7月10日付け 労働基準部長
(趣旨) 最低賃金引上げ支援～中小企業向け～業務改善助成金の周知広報依頼
- ⑮ 29年7月19日付け 栃木労働局長
(趣旨) 平成29年度第68回全国労働衛生週間に関する協力依頼
- ⑯ 29年7月21日付け 雇用環境・均等室長
(趣旨) 「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」の周知広報依頼
- ⑰ 29年8月1日付け 労働基準部長
(趣旨) ヒアリへの対応について(注意喚起)
- ⑱ 29年8月4日付け 健康安全課長
(趣旨) 8月以降における熱中症予防の徹底について

黒須好次氏が全基連の感謝状を受賞されました。

当連合会が全基連((公社)全国労働基準関係団体連合会)栃木支部として実施してきた、厚生労働省の委託事業「新規起業事業場就業環境整備事業」の普及指導員、「介護事業場就業環境整備事業」の指導員として長年にわたり尽力いただいた 黒須好次氏(黒須労務管理事務所代表)に、感謝状と記念品が授与されました。
全基連の平成29年度通常総会において全国で3名の方が感謝状を授与されました。



(感謝状と記念品(輪島漆器の文箱)を前にする黒須好次氏)

栃木労働局からのお知らせ⑦（雇用環境・均等室）

ハラスメント撲滅キャラバン

ハラスメント防止対策セミナーを開催します!!

日 時：平成 29 年 10 月 5 日（木）10:00～12:00

場 所：宇都宮市文化会館 小ホール（定員 500 名）

内 容：①職場におけるハラスメント防止対策 ～セクハラ・マタハラ・パワハラ～

②改正育児・介護休業法 ～平成 29 年 10 月 1 日施行～

③労働契約法の無期転換ルール等

④個別相談

※申込み先：栃木労働局雇用環境・均等室（Tel 028-633-2795）

参加費無料

「えるぼし」認定マークをご存じですか？

女性活躍推進法に基づいて、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する実施状況等が優良で認定基準を満たす企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、認定マーク「えるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに表示し、対外的にアピールすることができます。

認定を目指して、女性の活躍推進に更にお取り組みください。

認定基準や申請手続き等詳細は、栃木労働局雇用環境・均等室（Tel 028-633-2795）へ



仕事は計画を立てて行うもの。それでは休暇は？

「仕事休（やす）もつ化計画」

10 月は年次有給休暇取得促進期間です。

年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。

労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないよう、労使双方で年次有給休暇の取得状況の確認や、取得率向上に向けた具体的な話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。（栃木労働局雇用環境・均等室 Tel 028-633-2795）

栃木労働局からのお知らせ⑧（監督課）

～トップが決意を持って、長時間労働削減に向けた取組を推進しましょう～

◇ 11 月は「**過重労働解消キャンペーン**」期間です。

◇ 無料「**過重労働解消相談ダイヤル**」を実施します！

平成 29 年 10 月 28 日（土）9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120 - 794 - 713（無料）

◇ 「**過労死等防止対策推進シンポジウム**」を開催します！

平成 29 年 11 月 2 日（木）14:00～場所：宇都宮市文化会館

（栃木県労働局監督課 Tel 028-634-9115）

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 9月13日(水) 平成29年度 宇都宮地区労働衛生大会
宇都宮市文化会館 小ホール
- ② 9月22日(金)～23日(土)
動力プレスの金型取替・調整等特別教育
(株)クボタ 研修室、モリテックスチール(株)
- ③ 10月3日(火) 安全衛生優良事業場視察研修&
栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館 小ホール
- ④ 10月13日(金)～14日(土)
産業用ロボット教示・検査業務特別教育
(株)クボタ 研修室
- ⑤ 10月(時期未定) 第2回総務部会・第3回理事会
場所未定
- ⑥ 10月30日(月)～31日(火) じん肺健診
清原工業団地管理センター
- ⑦ 11月6日(月)～9日(木) 特殊健康診断(巡回)
全日本労働福祉協会
- ⑧ 11月8日(水)～10日(金)
全国産業安全衛生大会 神戸
- ⑨ 11月14日(火) リスクアセスメント実務研修会
栃木県護国会館
- ⑩ 11月18日(土) あるけるあける実践運動 真岡・井頭公園
- ⑪ 11月21日(火) 永年勤続従業員表彰式 コンセーレ
- ⑫ 11月28日(火) 高根沢地区一般健診
宝積寺タウンセンター

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 9月7日(木) 衛生管理研修会
栃木市栃木文化会館小ホール
- ② 9月8日(金) 小売業・社会福祉施設・飲食店における
災害防止講習会 栃木商工会議所
- ③ 9月12日(火)～13日(水) 産業用ロボット特別教育
栃木商工会議所
- ④ 10月3日(火) 栃木地方産業安全衛生大会参加
(午前：(株) Mizkan 栃木工場見学)
- ⑤ 10月13日(金) 墜落・転落災害防止対策セミナー
栃木市栃木文化会館小ホール
- ⑥ 10月19日(木) 粉じん作業特別教育 栃木商工会議所
- ⑦ 10月21日(土) 栃木地区THP推進協議会体験
ウォーキング大会 みかも山公園
- ⑧ 11月8日(水)～10日(金)
全国産業安全衛生大会 神戸市
- ⑨ 11月16日(木) 第3回理事会
栃木市栃木文化会館会議室
- ⑩ 11月16日(木) 栃木地区産業安全衛生大会
栃木市栃木文化会館小ホール

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 9月8日(金) 優良事業場視察研修会 アサヒビール
- ② 9月12日(火) 全国労働衛生週間準備説明会
鹿沼市職業訓練センター
- ③ 9月21日(木) リスクアセスメント研修会
鹿沼市職業訓練センター
- ④ 9月30日(土) THP健康ウォーキング
宇都宮市森林公園
- ⑤ 10月3日(火) 優良事業場視察研修 ハウス食品
- ⑥ “ 栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館
- ⑦ 10月4日(水) 衛生週間中のパトロール
鹿沼監督署管内
- ⑧ 10月19日(木)～20日(金) 職長教育
鹿沼市職業訓練センター
- ⑨ 11月2日(木) 鹿沼地区産業安全衛生大会
(株)福田屋百貨店 鹿沼店
- ⑩ 11月7日(火) 高齢労働者に対する安全衛生教育
鹿沼市職業訓練センター
- ⑪ 11月22日(水) THP推進実施者研修 場所未定

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 9月2日(土)～3日(日)
第1回職長教育 足利市民プラザ
- ② 9月8日(金) 労働衛生部会(衛生標語の審査等)
足利市民プラザ
- ③ 9月13日(水) 第3回役員会・理事会
足利市民プラザ
- ④ 同日 平成29年度労働衛生研修会
足利市民プラザ
- ⑤ 9月16日(土)～17日(日)
5トン未満クレーン特別教育
オグラ金属(株)
- ⑥ 9月22日(金) THP・MS研究会合同役員会
足利市民プラザ
- ⑦ 10月3日(火) 栃木地方産業安全衛生大会へ参加
宇都宮市文化会館
- ⑧ 10月7日(土) 研削といし特別教育 足利市民プラザ
- ⑨ 10月14日(土) THP健康づくりウォーキング大会
足利七福神めぐり
- ⑩ 10月28日(土) 粉じん作業特別教育 足利市民プラザ
- ⑪ 11月17日(金) 足利地区産業安全衛生大会
足利市民プラザ
- ⑫ 11月25日(土) リスクアセスメント実務研修会
地場産センター

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 9月5日(火)～6日(水) 安全衛生推進者養成講習
佐野市勤労者会館
- ② 9月6日(水) 佐野地区産業安全衛生大会合同役員会
佐野市勤労者会館
- ③ 9月6日(水) 第2回理事会 佐野市勤労者会館
- ④ 9月8日(金) 安全宣言運動「第二次産業における労働災害防止対策研修会」
栃木商工会議所
- ⑤ 9月14日(木) 衛生週間準備説明会 佐野市文化会館
- ⑥ 10月3日(火) 管外優良事業場見学会
栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館
- ⑦ 10月12日(木) 標語最終審査会 佐野市勤労者会館
- ⑧ 10月13日(金) 安全宣言運動「墜落・転落」災害防止対策セミナー
栃木文化会館
- ⑨ 10月25日(水)～27日(金) 玉掛技能講習
佐野市勤労者会館他
- ⑩ 10月28日(土) THP推進協議会ウォーキング大会
みかも山公園
- ⑪ 11月2日(木) 佐野地区産業安全衛生大会実行委員会
佐野市勤労者会館
- ⑫ 11月2日(木) 第3回理事会 佐野市勤労者会館
- ⑬ 11月14日(火) 佐野地区産業安全衛生大会
佐野市文化会館

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 9月7日(木) 全国労働衛生週間説明会
那須野が原ハーモニーホール
- ② 9月12日(火) 理事会
監督署会議室
- ③ 9月20日(水)～21日(木)
伐木等特別教育 栃木県立県北体育館
- ④ 10月3日(火) 優良事業場見学及び栃木地方大会
宇都宮市
- ⑤ 10月12日(木) 塩那地区産業安全衛生大会実行委員会
カシマウエディングリゾート
- ⑥ 10月17日(火) 玉掛け業務従事者安全衛生教育
那須クレーン教習所
- ⑦ 10月27日(金) 塩那地区産業安全衛生大会
カシマウエディングリゾート
- ⑧ 11月8日(水)～10日(金)
全国産業安全衛生大会 神戸市
- ⑨ 11月28日(火) リスクアセスメント担当者研修
栃木県立県北体育館

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 9月5日(火) 全国労働衛生週間説明会
日光市大沢公民館
- ② 9月13日(金) 専門部合同会議(日光地区産業安全衛生大会準備会議)
日光市民活動支援センター
- ③ 10月3日(火) 栃木地方産業安全衛生大会・優良事業場視察
宇都宮市文化会館
- ④ 10月7日(土) THP健康づくりウォーキング大会
日光市丸山公園他
- ⑤ 10月24日(火)～25日(水)
伐木機械等の運転業務特別教育(林災防協力)
- ⑥ 10月26日(木)～27日(金)
簡易架線集材装置等の運転業務特別教育(林災防協力)
- ⑦ 11月16日(木) 日光地区産業安全衛生大会
(株)あさの
- ⑧ 11月8日(水)～10日(金)
全国産業安全衛生大会 神戸市
- ⑨ 11月29日(水) 自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育
日光市大沢公民館

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 9月12日(火) 全国労働衛生週間説明会
真岡市青年女性会館
- ② 9月14日(木)～15日(金)
職長教育 真岡市公民館
- ③ 10月3日(火) 栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館
- ④ 10月14日(土) 真岡地区THPウォーキング大会
市民公園集合
- ⑤ 10月31日(火) 高所作業安全教育
真岡市青年女性会館
- ⑥ 11月16日(木)～17日(金)
産業用ロボット特別教育 (座学)
- ⑦ 11月21日(火) 危険予知訓練(KYT) 研修
- ⑧ 11月29日(水) 真岡地区産業安全衛生大会
フォーシーズン静風

平成 29 年度各種技能講習等実施計画表 (9～12月) (一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切
9	6(水)～7(木) 栃木KYTトレーナー研修①(中災防主催)	建設産業会館	随時	先着順
	11(月)～12(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	6/12(月)	8/28(月)
	13(水) 衛生推進者養成講習	〃	6/13(火)	8/30(水)
	19(火)～20(水) 乾燥設備作業主任者技能講習②	〃	6/19(月)	9/5(火)
	25(月)～26(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	〃	6/26(月)	9/11(月)
	28(木)～29(金) プレス機械作業主任者技能講習②	〃	6/28(水)	9/14(木)
10	2(月) 腰痛予防対策研修会	建設産業会館	随時	先着順
	7(土) 第1種衛生管理者・模擬試験	〃	7/7(金)	9/25(月)
	10(火)～11(水) 有機溶剤作業主任者技能講習⑦	〃	7/10(月)	9/26(火)
	17(火)～18(水) 安全衛生推進者等養成講習④(一般②)	〃	7/18(火)	10/3(火)
	23(月)～25(水) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	〃	7/24(月)	10/10(火)
	30(月)～31(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	建設産業会館	7/31(月)	10/16(月)
11	1(水)～2(木) 衛生管理者能力向上教育	建設産業会館	8/1(火)	10/18(水)
	4(土) 出張特別試験(関東安全衛生技術センター主催)	宇都宮大学	別途	別途
	6(月)～7(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	8/7(月)	10/23(月)
	13(月)～14(火) 鉛作業主任者技能講習	〃	8/17(木)	10/30(月)
	27(月)～28(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	〃	8/28(月)	11/13(月)
12	11(月)～12(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	9/11(月)	11/27(月)
	18(月)～20(水) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	〃	9/19(火)	12/4(月)

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会(平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp